

学校経営のポイント

地震に備える“わが校の取組み”の点検

若井 彌一

3月20日、玄界灘を震源とする震度6クラスの大地震が発生した。被害状況は、死者1人、負傷者740人余、家屋の全・半壊を含む被害が約840棟という(平成17年3月23日付け『読売新聞』による)。

“いつ、どこでも大地震”の危機意識を

揺れの大きさの割には、被災程度は比較的限られており、激甚災害法(略称)の適用ではなく、災害救助法の適用対応となりそうである。被災者の方々には、心からお見舞い申しあげたい。

今回の地震であらためて気づかされることは、わが国では、いつ、どこで震度6クラスの地震が発生しても不思議ではないということである。昨年10月23日、新潟県中越地震が発生してまだ半年もたないうちに、今度は九州での大地震である。

今回の福岡沖地震は、いわばノーマークの地域に発生したものであり、地震の発生予測には限界があることを強く印象づける。ノーマークの地域だからということで安心しているわけにはいかない。

とくに、人数の多少に違いはあれ、将来のある子どもたちを預かって、人間としてのさまざまな力をつけさせ、心身ともに健康な国民の育成をめざしている学校(教育基本法第1条)等の教職員は、そのように無自覚でいることは許されない。“わが校”の所在する地域でも大地震が発生する、という危機意識が不可欠である。

阪神・淡路大震災を教訓として、地震等に対する防災についての危機対応マニュアルが多くの公共団体で作成されている。

マニュアルは、ないよりもあったほうがよい。しかし、マニュアルといえども、それをいざという場合に効果的に活用できるためには、各学校で“わが校”に即して必要な箇所を補充したり、部分改正を

したりして、「わが校の危機対応マニュアル」と呼べるものにし、その内容を教職員が熟知するとともに、重要なポイントについては、児童・生徒にも熟知させておかななくてはならない。

縦揺れ、またはどの方向での横揺れか、震度は4・5・6のいずれか、などを具体的に想定し、想定された地震が発生した場合、教職員が迅速に行動がとれるようにしておきたい。

通り一遍のマニュアルでは不十分

自然災害は、ときとして、人知を超えた破壊力をもってわれわれに襲いかかる。被害を避けることができない場合があることも、冷厳な事実である。

しかし、ふだんのちょっとした備えがあるとなしとでは、同程度の規模の地震でも、人的被害の程度には大きな開きが生ずることが想定される。

将来のある子どもたちを育てる教育機関としての学校で、災害発生時に教職員がなによりも優先して守らなければならないのは、子どもたちの生命である。そのために、教職員は、どのような役割を、どのような手順で分担していったらよいか。

学校の今年度をふり返り、足りないと思われる点の洗い出しを行い、新年度における補強のあり方に思いをめぐらせてみていただきたい。

今回は、卒業式に因んだ話題をとりあげるつもりでいたが、福岡沖地震の発生を重くみて、急遽、テーマを変更してお届けすることにした。

(わかい・やいち = 上越教育大学教授)

『教職研修資料』メール配信のお知らせ!

(<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp/kenshu>)

メール配信ご希望の先生は、上記 URL をご覧ください

●新刊案内●

3月25日刊 緊急刊行!

教育開発研究所刊

福岡沖地震、新潟県中越地震等を教訓として! 大泉光一【著】A5判160頁・定価1890円

学校の地震災害危機対応マニュアル

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)